

第 1 号議案 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）
について

1. 改正の趣旨

- 令和 3 年 3 月に本協議会で『鶴岡市公共交通計画』が策定されたことに
伴い、規約中の「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に
改める。
- 『鶴岡市地域婦人会連合会』が令和 3 年 3 月に解散したことに伴い、別
表中から標記団体を削除する。

2. 改正内容

- ① 第 1 条中、「地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）」を
「地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）」に改め、「形成計画」
を「交通計画」に改める。
- ② 第 3 条中、「形成計画」を「交通計画」に改める。
- ③ 別表中、「形成計画」を「交通計画」に改める。

3. 新旧対照表

別紙のとおり

4. 施行年月日

令和 3 年 5 月 3 1 日

【新旧対照表】鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正(案)について

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(目的)</p> <p>第1条 鶴岡市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、<u>地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)</u>の策定に関する協議及び<u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 協議会は第1条の目的を達成するために、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務。</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和3年5月31日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 鶴岡市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、<u>地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)</u>の策定に関する協議及び<u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 協議会は第1条の目的を達成するために、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務。</p> <p>(以下省略)</p>

【新旧対照表】 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の別表の改正(案)について

新 (改正後)

別表	構成団体	備考	根拠条項
鶴岡市	鶴岡市	交通計画を策定しようとする市町村	第6条2項1号
庄内交通㈱	庄内交通㈱	関係する公共交通事業者等	第6条2項2号
(一社)山形県バス協会	(一社)山形県バス協会	〃	〃
(一社)山形県ハイヤー協会	(一社)山形県ハイヤー協会	〃	〃
(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	〃	〃
山形県交通運輸産業労働組合協議会	山形県交通運輸産業労働組合協議会	〃	〃
国土交通省酒田河川国道事務所	国土交通省酒田河川国道事務所	区域内の道路管理者	〃
山形県庄内総合支庁道路計画課	山形県庄内総合支庁道路計画課	〃	〃
鶴岡警察署	鶴岡警察署	区域内の警察署	第6条2項3号
鶴岡市町内会連合会	鶴岡市町内会連合会	利用者代表	〃
鶴岡市自治振興会連絡協議会	鶴岡市自治振興会連絡協議会	〃	〃
藤島町内会長連絡協議会	藤島町内会長連絡協議会	〃	〃
羽黒区長会	羽黒区長会	〃	〃
楡引区長会	楡引区長会	〃	〃
朝日地域駐在員連絡協議会	朝日地域駐在員連絡協議会	〃	〃
温海地域自治会長会	温海地域自治会長会	〃	〃
鶴岡市老人クラブ連合会	鶴岡市老人クラブ連合会	〃	〃
鶴岡市身体障害者福祉団体連合会	鶴岡市身体障害者福祉団体連合会	〃	〃
鶴岡市地域婦人会連合会	鶴岡市地域婦人会連合会	〃	〃
東北運輸局山形運輸支局	東北運輸局山形運輸支局	その他当該市町村が必要と認める者	〃
山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	〃	〃
鶴岡商工会議所	鶴岡商工会議所	〃	〃

旧 (改正前)

別表	構成団体	備考	根拠条項
鶴岡市	鶴岡市	形成計画を策定しようとする市町村	第6条2項1号
庄内交通㈱	庄内交通㈱	関係する公共交通事業者等	第6条2項2号
(一社)山形県バス協会	(一社)山形県バス協会	〃	〃
(一社)山形県ハイヤー協会	(一社)山形県ハイヤー協会	〃	〃
(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	〃	〃
山形県交通運輸産業労働組合協議会	山形県交通運輸産業労働組合協議会	〃	〃
国土交通省酒田河川国道事務所	国土交通省酒田河川国道事務所	区域内の道路管理者	〃
山形県庄内総合支庁道路計画課	山形県庄内総合支庁道路計画課	〃	〃
鶴岡警察署	鶴岡警察署	区域内の警察署	第6条2項3号
鶴岡市町内会連合会	鶴岡市町内会連合会	利用者代表	〃
鶴岡市自治振興会連絡協議会	鶴岡市自治振興会連絡協議会	〃	〃
藤島町内会長連絡協議会	藤島町内会長連絡協議会	〃	〃
羽黒区長会	羽黒区長会	〃	〃
楡引区長会	楡引区長会	〃	〃
朝日地域駐在員連絡協議会	朝日地域駐在員連絡協議会	〃	〃
温海地域自治会長会	温海地域自治会長会	〃	〃
鶴岡市老人クラブ連合会	鶴岡市老人クラブ連合会	〃	〃
鶴岡市身体障害者福祉団体連合会	鶴岡市身体障害者福祉団体連合会	〃	〃
鶴岡市地域婦人会連合会	鶴岡市地域婦人会連合会	〃	〃
東北運輸局山形運輸支局	東北運輸局山形運輸支局	その他当該市町村が必要と認める者	〃
山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	〃	〃
鶴岡商工会議所	鶴岡商工会議所	〃	〃